



岡山産業保健推進センター

《おかやまさんぽメールマガジン》 第34号 2010年12月1日(水)

発行 岡山産業保健推進センター 所長 石川 紘



I N D E X

- 1 深夜業従事者健康診断助成金及び産業医共同選任助成金の支給終了について

- 2 相談員アドバイス
『作業環境管理と法令』
労働衛生工学相談員 西出 忠司

- 2 センターからのお知らせ（相談・研修・行事案内・新規教材）

- 3 トピックス
*産業医に対するメンタルヘルス対策等に関する研修会
*精神科医等に対する産業保健に関する研修会

- 4 産業保健相談 回答例
*療養専念に納得できない！

-
- 1 深夜業従事者健康診断助成金及び産業医共同選任助成金の支給終了について

「深夜業従事者健康診断助成金」は平成23年3月18日までの申請を、「産業医共同選任助成金」は平成22年12月28日までの新規事業場登録をもって助成金の支給を終了しますので、ご注意ください。

詳細はこちら

<http://www.okayama-sanpo.jp/pdf/jyoseikin.pdf>

2 相談員アドバイス

作業環境管理と法令

労働衛生工学相談員 西出 忠司

有害業務を持つ事業場の皆さんはどのように作業環境管理を行っておられるでしょうか。

私がこれまでタッチしてきた事業場では作業環境測定を年1~2回作業環境測定機関にまかせて終わっているところが多かったように思いますが、粉じんや有機溶剤等について作業環境測定をしておれば、それで作業環境管理が出来ていると思うのは大間違いです。そこで作業環境を管理する上で最低限必要なことを法令から見てゆきましょう。

先述しました作業環境測定については労働安全衛生法第65条に定められています。ここでいう測定は施行令第21条に定める10作業場だけについてのものです。これらの作業場について定期的に測定をやっておればOKと考えがちですが、第65条の2には測定した結果を「評価」しなさいとなっています。また、その評価結果によっては施設・設備の設置・整備、健康診断等の「措置」をとらねばならなくなっています。特に問題なのは評価結果に応じて適切な措置を行っているかという点です。測定結果の見方がわからない等の理由で測定がやりっぱなしというケースも多いのではないかと思います。結果については依頼した測定機関に十分説明してもらってください。また産業保健推進センターに相談されることも大歓迎です。環境管理は先の10作業場だけのものではありません。すべての作業環境について、今の環境が悪ければ勿論、良くてPDCAを廻して環境をより良くしてゆくことが求められます。

作業環境管理を行わねばならない根拠となる条文があります。それは安衛法第22条で「ガス、蒸気、粉じん、酸欠、放射線、高低温、騒音等による健康障害を防止するため事業者は必要な措置を講じなければならない」となっています。この条文によればほとんどすべての有害要因に対し対策措置をとることが必要になってきます。(安衛則第576条も参照してください)

また環境改善法の一つとして局所排気装置を設置しなければならないことが粉じ

ん則や有機則等に出てきます。これも単に設置すればよいというものでなく、条文中で「性能要件」が定められています。(例粉じん則第4条、11条、13条、有機則第14～16条、特化則第7条等)これらの性能要件を満たさなければ局所排気装置とは認められないこととなります。またこれらの局排の多くは有害物をそのまま屋外へ排気することが多いのですが、屋外へ排気すればよいのではなく、安衛則第579条では有効な排気処理設備を設置し、屋外環境を汚さないようにして排出しなければならなくなっています。また、これらの規則に定めがなければ対策が必要ないと考えておられるかもしれませんが、先述の安衛法第22条がありますし、安衛則第577条では「ガス、蒸気、粉じんが発生する屋内作業場には密閉・局排・全体換気等を設けねばならない」となっています。また屋内作業場中心に考えがちですが安衛則第582条では屋外の発じん防止も規定しています。

法令に定められていることは必要最小限のことであり、これだけ守っておればよいというものではありません。最近では法令を守っているだけでは防げない労働災害が多くなってきているといわれています。今後は安衛法第1条に述べられている「職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成促進」に自主的にとりくむことが求められます。そのためにはリスクを予測し先取りの対策をとることが求められます。

相談員への相談はこちらから！

⇒ <http://www.okayama-sanpo.jp/3soudan.htm>

メールによる相談も24時間受け付けております。

⇒ <http://www.okayama-sanpo.jp/form-soudan.html>

3 センターからのお知らせ (相談・研修・行事案内・新着教材)

■ 産業医研修会 ■

産業医研修会・セミナーの情報・お申込はこちらからどうぞ

<http://www.okayama-sanpo.jp/index.htm>

対 象 者 :

日医認定産業医

基礎研修の単位は取れないが、参加を希望する医師

職場の健康管理に関わる保健師・看護師等産業看護職および人事労務担当者等

受 講 料 : 2,000 円

場 所 : 岡山労災病院 3階会議室

日 時 : 1/20 (木) 19:00~21:00

研修テーマ : 『民事裁判における医師と弁護士との関わりについて
-労災訴訟を例として-』

講 師 : 松原 健一 (安西法律事務所 弁護士)

高尾 総司 (岡山大学院 疫学・衛生学分野 講師)

単 位 : 生涯研修 専門研修 2 単位

日 時 : 2/10 (木) 19:00~21:00

研修テーマ : 『企業における業務遂行レベルに着目した新しいメンタル対応
-人事労務担当者と産業保健職の役割分担-』

講 師 : 岸本 卓巳 (岡山労災病院 副院長)

小林 朋子 (岡山大学院 疫学・衛生学分野)

単 位 : 生涯研修 専門研修 2 単位

日 時 : 3/17 (木) 19:00~21:00

研修テーマ : 『心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針の
一部改正とメンタル対応と労災』

講 師 : 高尾 総司 (岡山大学院 疫学・衛生学分野 講師)

岸本 卓巳 (岡山労災病院 副院長)

単 位 : 生涯研修 専門研修 1 単位 更新研修 1 単位

メールフォームでのお申込は

⇒ <http://www.okayama-sanpo.jp/form-sangyoui.html>

F A Xでのお申込は

⇒ <http://www.okayama-sanpo.jp/pdf/mousikomi/sangyouifax.pdf>

■ 岡山産業保健推進センター主催セミナー・研修会 ■

場 所： 岡山第一生命ビルディング 3階 共用会議室
受 講 料： 無料

産業医研修会・セミナーの情報・お申込はこちらからどうぞ
<http://www.okayama-sanpo.jp/index.htm>

【健康管理研修会】

日 時： 1/17（木） 14：00～15：30
研修テーマ： 『過重労働対策について』
内 容： 過重労働対策について分かりやすく解説します。
講 師： 中村相談員

日 時： 1/18（火） 14：00～16：00
研修テーマ： 『有害環境と健康管理について』
内 容： 有害環境（物理的・化学的）と健康管理について産業保健の観点か
ら解説します。
講 師： 山本相談員

【カウンセリング研修会】

日 時： 12/2（木） 14：00～16：00
研修テーマ： 『職場のメンタルヘルスとカウンセリングⅣ』
内 容： ロールプレイングと事例検討
場 所： 岡山第一生命ビルディング 3階 共用会議室
講 師： 武田相談員

【労働衛生関係法令研修会】

日 時： 2/14（月） 13：30～15：30
研修テーマ： 『病院、診療所における労働者の健康確保』
内 容： 医療従事者に対する労務管理・健康管理
講 師： 角南相談員

【産業看護研修会】

日 時： 12/14（火） 14：00～16：00

研修テーマ： 『保健指導パートⅢ』

内 容： ロールプレイング ※対象者：産業看護職
（前回のパートⅡが好評でしたので、新たにパートⅢを開催する事
となりました。内容は、パートⅡとは変わります。）

講 師： 福岡相談員

日 時： 2/22（火） 14：00～16：00

研修テーマ： 『骨粗鬆症の予防』

内 容： 美しく年を重ねるために！

講 師： 福岡相談員

【メンタルヘルス研修会】

日 時： 2/7（月） 14：00～16：00

研修テーマ： 『初老期のメンタル問題』

内 容： 初老期うつ、認知症、パーキンソン病など、初老期の心と神経の危
機について

講 師： 勝田相談員

日 時： 2/16（水） 14：00～16：00

研修テーマ： 『てんかん』

内 容： てんかんの診断と治療、対応について

講 師： 大月相談員

産業医研修会・セミナーのお申込はこちらからどうぞ

<http://www.okayama-sanpo.jp/index.htm>

- ▼研修会の受付は3階共用会議室で行います。直接会議室へお越し下さい。
- ▼今後、研修会開催場所に関しては変更になる可能性があります。
変更になった場合は、速やかに御連絡いたします。
- ▼当センターの研修会、貸出教材、メールマガジン、ホームページの内容など各種
事業に関する御意見、御要望を下記メールアドレスにEメールにて御遠慮なくお
願いします。

E-mail : info@okayama-sanpo.jp

4 トピックス

■産業医に対するメンタルヘルス対策等に関する研修会■

医師会報：メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策に係る研修会

対 象 者：

日医認定産業医

基礎研修の単位は取れないが、参加を希望する医師

受 講 料： 無料

場 所： ピュアリティまきび（岡山市北区下石井 2-6-41）

日 時： 12/5（日）13：20～17：20

単 位： 生涯研修 更新研修 3.5 単位

■精神科医等に対する産業保健に関する研修会■

対 象 者：

日医認定産業医

基礎研修の単位は取れないが、参加を希望する医師

受 講 料： 無料

場 所： ピュアリティまきび（岡山市北区下石井 2-6-41）

日 時： 12/5（日）16：00～19：20

単 位： 生涯研修 専門研修 3 単位

詳細はこちら⇒<http://www.okayama-sanpo.jp/seminar.html>

F A Xでお申込み⇒<http://www.okayama-sanpo.jp/pdf/mousikomi/sangyouifax.pdf>

メールでお申込み⇒<http://www.okayama-sanpo.jp/form-1206.html>

5 産業保健相談回答例

■療養専念に納得できない！■

《相談》

健診後の事後措置として、血圧が異常に高いので安定するまでは療養専念（出勤停止）とする旨を本人に伝えた。しかし、本人から「薬を飲んでいるので、それ以上の治療は必要ないはず。出勤停止は納得できない！」との反論があった。どう対応すればよいか？

《相談員より》

健診後の事後措置は、治療中か否かにかかわらず、企業の安全配慮義務上、健康状態の悪い健診受診者に対して、就業制限や就業禁止を行うものです。従って、産業医の意見を確認し、必要があれば治療中でも就業制限を行うこととなります。このとき、どの程度まで改善した場合には再出勤可能なのかを産業医から本人に伝えてもらい、本人が主治医と相談して治療方法の見直しをしてもらうようにするとよいと思われます。

産業保健相談はこちらから

<http://www.okayama-sanpo.jp/3soudan.htm>

メールによる相談も24時間受け付けております。

<http://www.okayama-sanpo.jp/form-soudan.html>

次回の第35号は

1月4日（火）の配信予定です。

- ▼ メールマガジンの配信停止を希望される方、メールアドレス変更予定のある方は、こちらのアドレスからご連絡ください ⇒ (info@okayama-sanpo.jp)
- ▼ 教材情報・センター情報の詳細確認、利用申込等は下記のホームページURLからアクセスしてください。
- ▼ Eメールアドレスの変更、配信停止なども下記メールアドレスへお願いします。
- ▼ 著作権法の規定により、他者の著作物を私的な目的以外で複製することは禁止されていますので、必ず守ってください。
- ▼ 当メールマガジンは、リンク先サイトの内容やプライバシーについて、責任を

負うものではありません。利用者自身の責任においてご利用ください。

- ▼ このメールは配信専用メールアドレスから配信されています。このまま返送いただいてもお答えできませんので、必ず info@okayama-sanpo.jp へ御返送ください。
- ▼ バックナンバーはホームページの「メールレターを配信しています！」に掲載しております。



独立行政法人 労働者健康福祉機構岡山産業保健推進センター

〒700-0907

岡山県岡山市北区下石井 2-1-3

岡山第一生命ビルディング 12 階

TEL : 086-212-1222 FAX : 086-212-1223

H P : <http://www.okayama-sanpo.jp/>

E-mail : info@okayama-sanpo.jp

